

令和2年分申告からの

令和2年分の申告・年末調整から、「基礎控除額」、「給与所得控除額」、「年金所得控除額」等が大幅に改正されます。

■ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

- 給与所得控除・公的年金等控除額が10万円引き下げられ、基礎控除額に引き下げ分の10万円を上乗せします。
- 給与・公的年金等所得の双方があり、所得の合計が10万円を超える場合「所得金額調整控除」が適用されます。

(所得金額調整控除計算式)

給与所得控除後の給与所得（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等控除後の公的年金等所得（10万円を超える場合は10万円）－10万円＝所得金額調整控除額

■ 給与所得控除額の引き下げ

- 給与所得控除が現行の金額より一律10万円引き下げられます。「収入金額」から右表で算出した金額を差し引いたものが「給与所得」となります。
- 給与等の収入額が850万円を超える方のうち、下記のいずれかに該当する場合は「所得金額調整控除」が受けられます。

- ①年齢23歳未満の扶養親族を有する方
- ②特別障害者に該当する方
- ③特別障害者である、同一生計配偶者・扶養親族を有する方

(所得金額調整控除計算式)

給与収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円×10％＝所得金額調整控除額

収入金額	給与所得控除額	
	令和2年分 （町・県民税令和3年度から）	令和元年分 （町・県民税令和2年度まで）
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40% －10万円	収入金額×40%
180万円超 360万円以下	収入金額×30% ＋8万円	収入金額×30% ＋18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% ＋44万円	収入金額×20% ＋54万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10% ＋110万円	収入金額×10% ＋120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	220万円
1,000万円超		

■ 公的年金等控除の引き下げ

- 公的年金等控除額が、現行の金額より一律10万円引き下げられます。
- 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額に応じて、控除額が変動します。
- 下表で算出した金額が、公的年金等の所得金額になります。

公的年金等控除後（公的年金等所得金額）							
65歳以上							
公的年金の収入金額		330万円未満	330万円以上 410万円未満	410万円以上 770万円未満	770万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上	
令和元年分まで （町・県民税令和2年度まで）		収入金額 －120万円	収入金額×75% －37.5万円	収入金額×85% －78.5万円	収入金額×95% －155.5万円		
令和2年分 （町・県民税 令和3年度から）	公的年金以外の所得額	1,000万円以下	収入金額 －110万円	収入金額×75% －27.5万円	収入金額×85% －68.5万円	収入金額×95% －145.5万円	収入金額 －195.5万円
		1,000万円超	収入金額 －100万円	収入金額×75% －17.5万円	収入金額×85% －58.5万円	収入金額×95% －135.5万円	収入金額 －185.5万円
		2,000万円超	収入金額 －90万円	収入金額×75% －7.5万円	収入金額×85% －48.5万円	収入金額×95% －125.5万円	収入金額 －175.5万円
65歳未満							
公的年金の収入金額		130万円未満	130万円以上 410万円未満	410万円以上 770万円未満	770万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上	
令和元年分まで （町・県民税令和2年度まで）		収入金額 －70万円	収入金額×75% －37.5万円	収入金額×85% －78.5万円	収入金額×95% －155.5万円		
令和2年分 （町・県民税 令和3年度から）	公的年金以外の所得額	1,000万円以下	収入金額 －60万円	収入金額×75% －27.5万円	収入金額×85% －68.5万円	収入金額×95% －145.5万円	収入金額 －195.5万円
		1,000万円超	収入金額 －50万円	収入金額×75% －17.5万円	収入金額×85% －58.5万円	収入金額×95% －135.5万円	収入金額 －185.5万円
		2,000万円超	収入金額 －40万円	収入金額×75% －7.5万円	収入金額×85% －48.5万円	収入金額×95% －125.5万円	収入金額 －175.5万円

主な税制改正について

■ 基礎控除額の引き上げ

- 基礎控除額が現行の金額より10万円引き上げられます。
- 合計所得金額の額により控除額が変動します。（合計所得金額が2,500万円を超えると控除額が0円になります。）
- 合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除が適用されません。

合計所得金額	基礎控除額	
	令和2年分 （町・県民税令和3年度から）	令和元年分 （町・県民税令和2年度まで）
2,400万円以下	48万円 (43万円)	38万円 (33万円)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円 (29万円)	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円 (15万円)	
2,500万円超	0万円	

() 内は町・県民税における控除額

■ 給与所得控除・公的年金等控除額から基礎控除への振替に伴う調整

- 給与所得控除・公的年金等控除額から基礎控除への振替に伴い、所得の要件等が10万円調整される控除・措置があります。

要件		改正点	
		令和2年分 （町・県民税令和3年度から）	令和元年分 （町・県民税令和2年度まで）
配偶者控除 扶養親族控除	合計所得金額	48万円以下	38万円以下
		48万円超	38万円超
配偶者特別控除	合計所得金額	133万円以下	123万円以下
勤労学生控除	合計所得金額	75万円以下	65万円以下
青色申告特別控除	控除額	55万円 ※	65万円
家内労働者等の 事業所得等の 計算の特例	必要経費最低保証	55万円	65万円

※青色申告特別控除について

- ・正規の簿記の原則に従い記帳し、それに基づいて貸借対照表及び損益計算書等を確定申告に添付し、期限内に提出を行う場合、最高55万円を控除することができます。
- ・上記に加えてe-Taxによる申告（電子申告）または電子帳簿保存の要件を満たしている場合、最高65万円の控除が受けられます。
- ・上記2点以外の場合には最高10万円を控除することができます。

電子帳簿保存の要件

一定の帳簿書類についてパソコンで作成した帳簿書類をハードディスクなどに記録し、電子データを保存することができる制度です。適用を受けるためには、帳簿の備付けを開始する3か月前までに、申請書を所管税務署に提出する必要があります。

【問合せ先】 税務課 ☎029-240-7114（直通）